

中東情勢に伴う燃料油等の安定確保と地域経済支援に関する意見書（案）

中東情勢の緊迫化により、原油輸入の9割以上を同地域に依存する我が国では、燃料油や石油由来原材料の価格高騰、安定供給への不安が生じている。

国においては、燃料油価格抑制のための緊急的な激変緩和措置を実施するとともに、年を越えて石油供給確保にめどが立っているとして、民間備蓄や国家備蓄原油を放出するなど対策が講じられている。

しかし、中小企業の割合が高い本県の事業者からは、エネルギーや原材料価格の高騰、中東方面への輸出の停滞などの懸念の声が聞かれるとともに、運輸業や製造業などの事業者から、必要な燃料油等が確保できないとの深刻な声が寄せられている。中小企業では、燃料油等の供給網が脆弱であるとともに、原材料費やエネルギー価格の上昇分を価格転嫁することが困難な事業者も多いことから、事業継続や雇用維持への支援が急務である。

燃料油等の供給不足や価格高騰は、県内産業の製造業をはじめ、建設、運輸、医療、福祉、農業など、幅広い産業で事業継続に重大な影響を及ぼしており、長期化すれば事業経営や雇用の維持に支障を来すおそれがある。

よって、国においては、次の事項について速やかに対策を講じるよう強く要望する。

- 1 緊迫した現下の情勢を踏まえ、関係各国および国際社会と緊密に連携を図り、平和と安定に向けた外交努力を一層進めること。
- 2 代替調達先の確保や国家備蓄の機動的な放出等により、事業活動に必要な燃料油及び石油由来原材料の安定供給を確保すること。
- 3 燃料油の国内サプライチェーンの実態を的確に把握し、必要としている事業者に確実に行き渡るよう適切な措置を講じること。
- 4 エネルギー、原材料価格の高騰に対し、事業者の負担軽減や資金繰り支援、円滑な価格転嫁を促進するための支援策を講じること。
- 5 原材料の入手困難や輸出停滞等により事業継続が困難となる事業者に対し、雇用維持等に必要な支援を行うこと。
- 6 中東情勢が日本経済に与える影響について、国民及び事業者に対し、迅速かつ丁寧な情報提供を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年 月 日